

《財政に係る主な用語の意味》

【あ行】

●維持補修費（いじほしゅうひ）

地方公共団体が管理する公共用施設等を維持・保全するための経費です。
施設の修繕料や除雪にかかる経費などが当てはまります。

●依存財源（いぞんざいげん）

国（市町村の場合は、都道府県を含む）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税などがこれに該当します。

●一時借入金（いちじかりいれきん）

一会計年度において、現金が不足した場合に、金融機関などから一時的に借入れを行うもので、年度内に償還するものです。

●一般会計（いっばんかいけい）

地方公共団体の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計です。会計は単一で経理をするのが理想的ですが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置することで明確にしています。

●衛生費（えいせいひ）

保健衛生、環境衛生、母子保健、公害対策、塵芥処理などに関する経費です。
予防接種や健康診断、ごみ収集などが当てはまります。

【か行】

●貸付金（かしつけきん）

経済政策、社会政策その他各種行政政策上の目的で、国や地方公共団体が民間等に対して必要な資金の貸付を行うための経費です。

●株式等譲渡所得割交付金（かぶしきとうじょうとしょとくわりこうふきん）

株式などの譲渡所得に課税された一部を財源とし、県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。

●環境性能割交付金（かんきょうせいのうわりこうふきん）

自動車税環境性能割のうち、市町村道の延長や面積で按分した額が県から交付されるものです。

●議会費（ぎかいひ）

議員報酬や政務活動費など、議会の活動に関する経費です。

●基金（ききん）

特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために条例の定めに基づいて任意に設置した資金または財産のことです。

●寄附金（きふきん）

市民や法人から受け取る金銭による無償譲渡のことであり、用途を特定しない一般寄附金と、用途を限定した指定寄附金があります。

●教育費（きょういくひ）

小中学校や公民館、体育館の運営など、学校、社会教育などに関する経費です。

●繰入金（くりいれきん）

地方公共団体の一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動のことです。

●繰越金（くりこしきん）

余ったお金を翌年度の財源として繰り越すものです。

●繰出金（くりだしきん）

一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費です。

●公債費（こうさいひ）

市が学校建設、道路改良、上・下水道の整備などのために借り入れしたお金を返済するための経費です。

●交通安全対策特別交付金（こうつうあんぜんたいさくとくべつこうふきん）

地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置およびその管理に必要な経費に充てるためのもので、交通反則金の一部が市に交付されるものです。

●国庫・県支出金（こっこ・けんししゅつきん）

国、県の事務、事業を行った場合や社会資本のための事業など特定の目的の財源として、国や県から交付される補助金などがこれに該当します。

【さ行】

●災害復旧費（さいがいふっきゅうひ）

降雨、暴風、洪水、地震、その他の災害によって被害を受けた施設等を原形に復旧するための事業に要する経費です。

●財産収入（ざいさんしゅうにゅう）

市が有する財産を貸したり売却したりした場合などに生じる現金収入のことです。

●歳出（さいしゅつ）

会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間)における一切の支出のことです。

●歳入（さいにゅう）

会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間)における一切の収入のことです。

●市債（しさい）

学校建設、道路の整備、上・下水道の整備などのため、県知事の同意等を受けて政府資金や金融機関から借り入れし、長期にわたり返済していくものです。

●自主財源（じしゅざいげん）

市が自主的に収入しうる金銭をいい、地方税、使用料、財産収入などがあります。

●市税（しぜい）

市に納めていただいた税金です。（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税などがあります。）

●商工費（しょうこうひ）

商工業振興対策、中小企業振興対策、観光振興などに関する経費です。

●消防費（しょうぼうひ）

消防団運営、消防施設整備、災害対策などに関する経費です。

●使用料及び手数料（しょうりょうおよびてすうりょう）

使用料は、市が有する行政財産や公の施設を使用させた場合にその使用者から納めていただくものです。（体育館使用料など）
手数料は、市が特定の方のために行う業務に対し納めていただくものです。（各種証明手数料など）

●諸収入（しょしゅうにゅう）

特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目です。

●人件費（じんけんひ）

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費です。

●総務費（そうむひ）

徴税、戸籍住民基本台帳、選挙などに関する経費です。

【た行】

●地方交付税（ちほうこうふぜい）

地方自治体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保証する目的で、国が徴収する税金（所得税、法人税、酒税、消費税等）の中から市の財政需要に応じて国から交付されるものです。

●地方消費税交付金（ちほうしょうひぜいこうふきん）

県が徴収した税金（地方消費税）の一部が市へ交付されるものです。

●地方譲与税（ちほうじょうよぜい）

国の税金の一部が一定の基準により市に譲与される税金をいい、自動車重量譲与税や地方揮発油譲与税、森林環境譲与税がこれに該当します。

●地方特例交付金（ちほうとくれいこうふきん）

平成 11 年度の税制改正による恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有するものとして国から交付されるものです。

●積立金（つみたてきん）

財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合に特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模および税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てるものです。

●投資及び出資金（とうしおよびしゅっしきん）

財産を有利に運用するための国債などの取得あるいは株式の取得や、公営企業や開発公社への出資に要する経費です。

●投資的経費（とうしてきけいひ）

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

●特別会計（とくべつかいけい）

特別会計は一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するため、条例によって設置された会計です。

●土木費（とぼくひ）

道路維持、除雪、河川管理、都市計画、住宅などに関する経費です。

【な行】

●農林水産業費（のうりんすいさんぎょうひ）

農業振興、林業振興などに関する経費です。農道や林道の整備経費などがあります。

【は行】

●配当割交付金（はいとうわりこうふきん）

上場株式などの配当に課税された一部を財源とし、県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。

●扶助費（ふじょひ）

社会保障制度の一環として生活困窮者の最低限の生活維持を図る目的で支出される経費です。

●普通建設事業費（ふつうけんせつじぎょうひ）

道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新設増設等の建設事業に要する投資的経費です。

●物件費（ぶっけんひ）

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費です。
業務委託料や原材料費、備品購入費などがあります。

●分担金及び負担金（ぶんとんきんおよびふたんきん）

特定の利益を受けた方から徴収するものです。

●法人事業税交付金（ほうじんじぎょうぜいこうふきん）

法人事業税のうち、従業者数で按分した額が県から交付されるものです。

●補助費等（ほじょひとう）

各事業・団体への補助金や一部事務組合への負担金等に充てられる経費です。

【ま行】

●民生費（みんせいひ）

社会福祉、児童福祉、生活保護などに関する経費です。

【や行】

●予備費（よびひ）

予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、用途を特定しないで歳入歳出予算に計上し、執行機関にその使用を委ねた目的外予算のことです。

【ら行】

●利子割交付金（りしわりこうふきん）

道府県が利子等の支払を受けるものに対して課税する「利子割」のうち、市税に相当する分として交付されるものです。